

社説

憩いの土地は誰のもの

明治神宮外苑再開発

一九五一年はサンフランシスコ平和条約が調印され、太平洋戦争が名実ともに終わった年です。戦後日本の再出発が本格化し、旧体制の見直しが社会のあちらこちらで進んでいました。

天皇主権と軍国主義を支えていた「国家神道」は解体され、東京・明治神宮との外苑では、土地を巡る問題が浮上します。

神宮は、官界を巻き込んだ陳情で優位に立ちます。文部省は五一一年一月、施設運営を認める代わりに条件を神宮に示しました。

▼国民が公平に使用できる。

▼アマチュアスポーツの趣旨に沿ったところ、使用料・入場料を極めて低廉に

▼施設を絶えず補修する経費の見通しがある。

▼民主的運営をする。

五一年六月にまとまりました。

これに神宮側は猛反発します。

「神宮と外苑は一体」として、土地譲渡と神宮による施設運営を求めたのです。

譲渡の4条件受け入れ

外苑の公共性の高さが当時から認められ、土地が神宮に渡らない可

能性もあったことです。

外苑は国民の憩いの場として定

着していました。神宮の私有地に

なったとしても、國民から預けら

れたようなものでしよう。

それから約七十年。神宮や三井

不動産などによる外苑『写真』本

を懸念し、中止を求めるインター

ネット署名は二十一万筆を超えま

言わざるを得ないです。

老朽化した神宮球場や秩父宮ラ

グビー場を建て替える一方、軟式

野球場やフットサル場、ゴルフ練

習場、パッ

ティングセ

ンターなど

は廃止され

ます。七百

を覚えます。

本超の樹木

伐採し、

高さ三百メ

近い高層ビ

ル一棟を新築する計画です。

ちょっと待ってください。

「四

条件」に反しませんか。

まず疑問なのは、市民が気軽に

参加できる施設を大幅に削り、ブ

ロスポーツを優遇する点です。ア

マチユアスポーツの観点から見る

と、条件に明らかに反します。

民主的運営という視点からも疑

問が尽きません。

再開発が自然環境に与える影響

を見書きを出しましたが、事業者が市

見書きを出しましたが、事業者が市

見書きを出しましたが、事業者が市